

安全衛生推進者養成講習

労働安全衛生法第12条の2の規定により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、労働災害及び業務上疾病を防止するため、安全衛生推進者を選任し、事業場における安全衛生業務を担当させなければなりません。この安全衛生推進者になる資格は、本講習修了者及び選任に関する基準によらなければなりません。当協会では、標記講習を下記により実施しますので、この機会に受講いただけますようご案内いたします。

{安全衛生推進者選任義務対象業種}

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む）通信業、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、自動車整備業、機械修理業、各種商品卸売業、家具・建具・什器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業

{その他の業種}

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドラインによる推進業種。（特に小売業、社会福祉施設、飲食店等）

記

日程 2020年 7月14日(火) 9:50～17:00
7月15日(水) 9:50～15:30

会場 西予市教育保健センター 4階 無料駐車場有り(西予市役所)
西予市宇和町卯之町三丁目 439 番地 1 0894-62-6415

科目 時間	初日	1. 安全管理		2時間	教育時間は教育 規程に定められた 時間で、休憩時間 等を含みません。
		2. 危険性又は有害性等の調査及び その結果に基づき講ずる措置等			
3. 作業環境管理及び作業管理		2時間			
2日目	4. 安全衛生教育		1時間		
	5. 健康の保持増進対策		1時間		
	6. 安全衛生関係法令		2時間		

受講料 10,230円 (受講料 8,800円、テキスト代 1,430円) 消費税込

申込期限 定員 40名 ※開催日の2週間前、定員に達した時は期限内でも締め切ります。

申込み先 (公社)愛媛労働基準協会八幡浜支部 TEL.(0894)22-2296
八幡浜市江戸岡 1-1-14 FAX.(0894)22-2281
(公社)愛媛労働基準協会宇和島支部 TEL.(0895)25-8867
宇和島市丸之内 1-3-20 パセンター2階 FAX.(0895)24-1339

1)お近くの(公社)愛媛労働基準協会各支部で申込出来ます。
2)現金書留にて郵送時は返信用封筒(84円切手)を同封して下さい。

修了証 全科目受講した方に交付します。
事業者には受講証明書を発行します。(3年間保存義務)

その他 1. 遅刻した方は入場をお断りします。
2. 納入した受講料は欠席の場合でも返戻できません。
3. 複数名受講の場合は、裏面の受講申込書をコピーしてご利用下さい。
4. 受講者が10人以下の場合は開催を延期又は中止する事が有ります。
5. CPDSユニット数有り。

安全衛生推進者養成講習 受講申込書

※修了証番号		※受付番号	
受講日	2020年 7月14日(火) 9:50~17:00 7月15日(水) 9:50~15:30 (西予市教育保健センター)		
フリガナ			
氏名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)		
現住所	〒 () - () *住所は番地まで正確に記入して下さい。 都道 市 府県 郡 連絡先電話 (- -)		
記載内容は、事実と相違ないことを関係書面等で照合し、確認したことを証明します。 〒 2020年 月 日 所在地 事業場名 印 連絡先 TEL ()			
申込日	2020年 月 日	講習機関	公益社団法人愛媛労働基準協会

切り取り線

安全衛生推進者養成講習 受講票

※受講番号		
氏名		
第一日	安全管理	※
	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講じる措置等	※
	作業環境管理及び作業管理	※
第二日	健康の保持増進対策	※
	安全衛生教育	※
	関係法令	※
受講日	2020年 7月14日(火) 9:50~17:00 7月15日(水) 9:50~15:30	
受講場所	西予市教育保健センター 4階 宇和町卯之町3-439-1 ☎0894-62-6415	

* 受講票は受付に提示し、受講中は机上に置いてください。

テキスト当日渡し (公社) 愛媛労働基準協会

領 収 書

殿

¥

安全衛生推進者養成講習
 受講料及びテキスト代金
 _____ 名

上記金額領収いたしました。

2020年 月 日

(公社) 愛媛労働基準協会

_____ 支部